

春日部市市制施行20周年記念創業百年老舗顕彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日部市の市制施行20周年を迎えるに当たり、本市において永年にわたり事業を継続し、市内経済及びコミュニティの発展に貢献してきた事業者（以下「創業百年老舗事業者」という。）に感謝と敬意を表し、顕彰することで従業員の勤労意識の高揚及び更なる市内経済及びコミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(顕彰の方法)

第2条 顕彰は、市長が顕彰状（様式第1号）を授与することをもって行う。

(顕彰の対象者)

第3条 顕彰の対象となる事業者（以下「顕彰対象事業者」という。）は創業百年老舗事業者のうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 令和7年6月1日現在、同一の業種で100年以上営業を継続している者又はこれと同等の業歴を有する者として認められる者
- (2) 市内に本店又は主たる事業所を有する者
- (3) 次条第1項の規定による推薦を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、顕彰対象事業者としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (2) 代表者、役員、従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力に属している者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 営業の継続に関し、訴訟、その他紛争の当事者となっている者
- (6) その他顕彰することが適当ではないと市長が認める者

(顕彰対象事業者の推薦)

第4条 顕彰対象事業者の推薦は次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる団体からの推薦

ア 春日部商工会議所

イ 庄和商工会

ウ 豊野工業団地協同組合

(2) 個人からの推薦（自薦を含む。以下同じ。）

2 前項の推薦を行う者は、春日部市創業百年老舗顕彰推薦内申書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

3 個人からの推薦による場合は、前項の内申書に創業から100年が経過していることを証明する書類を添付しなければならない。

（顕彰の決定）

第5条 市長は、第3条第1項の要件及び前条第1項の推薦に基づき顕彰を決定し、その旨を春日部市創業百年老舗顕彰決定通知書（様式第3号）により顕彰対象事業者に通知するものとする。

（顕彰の取り消し）

第6条 市長は、顕彰の趣旨に反する事由が判明したとき、又は生じたときは、その顕彰を取り消すことができる。

（庶務）

第7条 顕彰に関する庶務は、環境経済部商工振興課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。